

「相談室ちゅうじょ」重要事項説明書

本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法及び児童福祉法等に基づく相談支援を提供します。当サービスの利用は、原則として自立支援給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 実施地域	3
4. 営業時間	3
5. 従業者の配置状況	3
6. 職員の職務内容	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金と支払方法	4
8. サービスの記録や情報の管理、開示について	4
9. 苦情の受付について	5

社会福祉法人 忠恕会

(相談室ちゅうじょ)

当事業所は山梨県の指定を受けています。

指定一般相談・指定特定相談

(事業者番号: 1930102080)

指定障害児相談

(事業者番号: 1970102099)

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 忠恕会
所在地	山梨県山梨市大野 1 5 5 1 - 1
電話番号	0 5 5 3 - 2 3 - 3 3 8 2
代表者氏名	理事長 大野 秀博
法人の設立年月	昭和 5 1 年 3 月 7 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	相談支援事業所
事業の目的・運営方針	<ol style="list-style-type: none">1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。4. 関係法令等を遵守します。
事業所の名称	相談室ちゅうじょ
事業所の所在地	山梨県甲府市横根町 1 5 0 - 1
電話番号	0 5 5 - 2 2 5 - 3 9 5 5
管理者氏名	戸澤 義春
開設年月日	平成 2 9 年 6 月 1 日
時間外連絡先	<ul style="list-style-type: none">・ 0 8 0 - 6 7 5 7 - 1 7 4 7 (相談室ちゅうじょ携帯)・ 「相談室ちゅうじょ」への電話も転送にて受け付けております。

3. 実施地域

山梨県全域

4. 営業時間

営業日・受付時間	月曜日～金曜日 8:30から17:30 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く
----------	--

5. 従業者の配置状況

〈従業者の配置は、指定基準を遵守しています。〉

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名			1名
2. 相談支援専門員	3名	0名	3名	1名
3. 相談員	0名	1名	0.5名	

- ・ 特定事業所加算（Ⅲ）配置事業所 ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者：2名
- ・ 精神障害者地域移行支援関係者研修修了者：2名
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修終了者2名

6. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】 障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。 【モニタリング】 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金と支払方法

① 提供するサービス

- (1) 利用者からの日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス計画の作成
- (4) サービス利用計画の原案に位置づけた指定障害福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の実施
- (5) サービス利用計画の作成後、サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）

② 利用料・支払方法

- (1) サービスを利用するための、利用者の負担はありません。サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施、地域移行支援にあたる給付費は、事業者が利用者にかわって代理受領します。
- (2) 事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。
 - ① 事業所から、片道概ね 15 km 以上 1 km 30 円
(高速道路・有料道路利用が必要な場合には、高速道路・有料道路利用料金も徴収します)
- (3) 相談支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問や出張する必要がある場合は、旅費（実費）をお支払いいただきます。
- (4) 前記(2)・(3)、の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、請求しますので、請求後の翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

山梨中央銀行 加納岩支店 普通預金 8 2 6 8 6 フク・チュジヨカイ

- (5) 実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその 2 か月前までにご説明します。

8. サービスの記録や情報の管理、開示について

(1) サービスの記録

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、サービス提供ごとの記録は、サービス提供日より 5 年間保存します。

(2) 情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所の苦情受付

- | | | | |
|---------|------------------|--------------|--------------|
| ○苦情受付窓口 | 管理者：戸澤義春 | 受付時間：月曜日～金曜日 | 9：00～17：00 |
| ○第三者委員 | | | |
| 星野八重子 | (社会福祉法人忠恕会 評議委員) | 連絡先：電話 | 055-253-6838 |
| 牧野けさみ | (社会福祉法人忠恕会 評議委員) | 連絡先：電話 | 0553-26-3620 |

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- | |
|--------------------------|
| ○山梨県運営適正委員会 |
| 所在地：甲府市北新1-2-1山梨県福祉プラザ4F |
| 電話番号：055-254-8610 |
| 受付時間：8:30～17:15 |